

亀山市告示第9号

亀山市出産・子育て応援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年1月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市出産・子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援（次条において「伴走型相談支援」という。）並びに妊娠の届出を行った妊婦及び出生の届出を行った子育て世帯に対する経済的支援として支給する出産・子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給を一体として実施することにより、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため実施する亀山市出産・子育て応援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(伴走型相談支援)

第2条 この事業による伴走型相談支援は、次のとおり面談及びアンケート（以下「面談等」という。）を実施するものとする。

対象者	面談等の時期	面談等の内容
妊婦	妊娠の届出時	1 妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するためのアンケート 2 子育てガイドを手交し、妊娠期の過ごし方等について一緒に確認するための面談
	妊娠8か月前後	1 妊婦の出産を迎える気持ちや健康状態等を把握するため

		<p>のアンケート</p> <p>2 出産後の過ごし方等について一緒に確認するための面談（面談等を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者に限る。）</p>
<p>養育者（児童を養育する者であって、これらの者に児童の母が含まれる場合には、当該母を原則とする。以下同じ。）</p>	<p>出産後</p>	<p>1 養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するためのアンケート</p> <p>2 子育てガイドを活用し、出産後の見通しや過ごし方等について一緒に確認するための面談</p>

2 面談は、可能な限り対象者の家族等を同伴の上で実施するものとする。

（給付金の種類及び内容）

第3条 給付金の種類及び内容は、次のとおりとする。

（1）出産応援ギフト 妊娠の届出時に対象者1人につき5万円を支給する。

（2）子育て応援ギフト 養育する児童1人につき5万円を支給する。

（給付金の支給対象者）

第4条 給付金の支給対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号に掲げる給付金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、給付金に相当する給付を既に市以外の地方公共団体から受けている者を除く。

（1）出産応援ギフト ア又はイに該当する者

ア 令和5年2月1日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。以下「支給妊婦」という。）

イ 令和4年4月1日から令和5年2月1日までの間に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）又は妊娠の届出をした妊婦（以下「

遡及支給妊婦」という。)

(2) 子育て応援ギフト ア又はイに該当する者

ア 令和5年2月1日以降に出生した市内に住所を有する児童を養育する者（以下「支給養育者」という。）

イ 令和4年4月1日から令和5年2月1日までの間に出生した市内に住所を有する児童を養育する者（以下「遡及支給養育者」という。）

2 前項第2号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、給付金の支給対象者としなない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

3 支給妊婦及び支給養育者は、支給を受けるに当たり、第2条の規定により実施する面談等を受けなければならない。ただし、給付金の申請前に流産し、又は死産した場合及び養育する児童が死亡した場合は、この限りでない。

4 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者は、支給を受けるに当たり、市が実施するアンケートに回答しなければならない。ただし、給付金の申請前に流産し、又は死産した場合及び養育する児童が死亡した場合は、この限りでない。

（給付金の申請）

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「給付金申請者」という。）は、出産応援ギフトの支給の申請にあつては亀山市出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト）支給申請書（請求書）（様式第1号）により、子育て応援ギフトの支給の申請にあつては亀山市出産・子育て応援給付金（子育て応援ギフト）支給申請書（請求書）（様式第2号）により申請を行う。

2 給付金申請者に対する給付金の支給は、当該給付金申請者から指定された金融機関の口座（以下「受取口座」という。）に振り込む方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、給付金申請者の本人確認を行う。

（給付金の申請期限）

第6条 支給妊婦は、給付金の支給を受けようとするときは、当該支給に係る妊娠の期

間中に当該支給の申請をしなければならない。

- 2 支給養育者は、給付金の支給を受けようとするときは、当該支給に係る児童の出生日から4月以内に当該支給の申請をしなければならない。
- 3 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者は、給付金の支給を受けようとするときは、令和5年7月31日までに当該支給の申請をしなければならない。
- 4 前3号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内に支給の申請をすることができる。ただし、支給養育者は養育する児童が3歳に達する日以降の、遡及支給妊婦及び遡及支給養育者は令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

(代理による給付金の申請)

第7条 代理により給付金の申請を行うことができる者は、給付金申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(給付金の支給の決定)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認し、適当と認めたときは、給付金の支給を決定し、給付金申請者に対し、これを支給する。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年2月1日から施行する。

亀山市出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト）支給申請書（請求書）

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

亀山市長 様

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者	申請日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	亀山市 電話 ( )
妊娠届出日	妊娠届出時の住所（現住所と異なる場合のみ記載）	
年 月 日		

2 申請額・請求額

申請額・請求額	円
---------	---

3 受取方法

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口座番号	口座名義人（フリガナのみ）
				※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 2. 農協 3. 金庫	本店・支店 出張所	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れてください。）

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要な場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 亀山市以外の地方公共団体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトに相当する給付金の支給を受けていません。

提出書類

- 『亀山市出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト）支給申請書（請求書）』（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類』  
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれかをご用意ください。

亀山市出産・子育て応援給付金（子育て応援ギフト）支給申請書（請求書）

（出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト）

亀山市長 様

【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請・請求者	申請日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	年 月 日	亀山市 電話 ( )
(フリガナ) 対象児童の氏名	生 年 月 日	出生届出時の住所 (現住所と異なる場合のみ記載)
	年 月 日	

※ 多胎の場合は、対象児童全員の氏名を記入してください。

2 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

3 受取方法

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口座番号	口座名義 人（フリガナのみ）
				※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 2. 農協 3. 金庫	本店・支店 出張所	1普通 2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】（各項目のチェック欄（□）に『レ』を入れてください。）

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（産婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- 他の自治体で、出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフトの支給を受けていません。

提出書類

- 『亀山市出産・子育て応援給付金（子育て応援ギフト）支給申請書（請求書）』（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類』  
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のいずれかをご用意ください。